

重要事項説明書

訪問看護契約書

令和 年 月 日

医療法人ロコメディカル

訪問看護ステーション三日月

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称	医療法人コメディカル
所在地	佐賀県小城市三日月町金田 1 1 7 8 - 1
法人の種別	医療法人

2. 事業所の概要

事業所の名称および事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション 三日月
所在地	佐賀県小城市三日月町金田 1 1 7 8 - 1
T E L	0 9 5 2 - 7 3 - 8 0 5 3
F A X	0 9 5 2 - 7 3 - 5 1 0 0
事業所番号	4 1 6 1 3 9 0 0 2 8

3. 事業の目的、運営方針

- (1) 居宅において療養を行っている利用者様が可能な限り要介護者にならないように、または要介護状態等になった場合においても利用者様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能が維持・回復できるよう援助します。
- (2) 訪問看護・介護予防訪問看護は、利用者様の心身の状態を把握し軽減若しくは悪化の防止・予防に資するように療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (3) 当該訪問看護事業において、その提供する訪問看護・介護予防訪問看護の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。

4. 職員の職種・人数・職務内容

- (1)管理者 1 名（常勤・専従）

管理者は事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

- (2)看護師等

看護師 2.5 名以上（常勤専従 1 名以上）

理学療法士等（作業療法士、言語聴覚士） 1 名以上

看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護計画および訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成し、サービス提供にあたる。

5. 営業日および営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8：30～17：30
土曜日	8：30～12：30
営業しない日	日・祭日・夏期休暇期間・年末年始

※急変時や病状に応じて異なる場合があります。

※常時 24 時間連絡可能な体制をとり、利用者様やご家族様の求めがあった場合、または
看護師が必要と判断した場合には、利用者様やご家族様の了承を得た上で緊急の訪問看護
を提供いたします。

6. サービスの提供方法および内容

(1) 利用者様の訪問看護計画は以下に沿って作成します。

① 医療保険の訪問看護・・・訪問看護指示書

② 介護保険、および介護予防訪問看護・・・居宅サービス計画・訪問看護指示書

(2) 理学療法士等による訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成は訪問看護師と連携して作成するものとします。

(3) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画について利用者様およびそのご家族様に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

(4) 利用者に係る居宅サービス計画・予防介護サービス計画の変更の必要かどうかを調査し、その結果訪問看護の計画の変更が必要と認められた場合には、利用者様およびご家族様等と協議して訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更するものとします。

(5) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更した場合には、利用者様に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(6) 理学療法士等が行う訪問看護は、利用者様の範囲について訪問リハビリテーション同様、通所リハビリテーションのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合を対象とし、その実施した内容を訪問看護報告書に添付いたします。

(7) 利用者様の求めに応じて、サービス提供の記録を開示いたします。

(8) 訪問看護・介護予防訪問看護計画のサービス内容

① 病状・障害の観察、健康管理

② 療養、看護、介護方法のアドバイス

③ 食事ケア、水分、栄養管理、排泄ケア、清潔ケア

④ ターミナルケア（終末期看護）

⑤ リハビリテーション ※理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環であり、看護職員の代わりに行うリハビリテーションを中心とした訪問です。

⑥ 家族などの介護者の支援

⑦ 褥瘡・創傷の処置

⑧ 医師の指示による医療処置およびカテーテルなど医療機器の管理

7. 実施区域

小城市および久保田町を基本とし、その他の地域はご相談に応じます。

8. 利用料およびその他の費用

(1) 介護保険ご利用の場合

＊ 看護師の訪問（准看護師の場合は90／100で算定）

＊ 区分	訪問看護	予防看護
20分未満	314 単位	303 単位
30分未満	471 単位	451 単位
30分以上1時間未満	823 単位	794 単位
1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	1,090 単位

割増料金 夜間 (18:00－22:00)・・・125%

早朝 (6:00－8:00)・・・125%

深夜 (22:00－6:00)・・・150%

＊ 理学療法士等の訪問

＊ 区分	訪問看護（※1）	予防看護（※2）
1回あたり20分	294 単位	284 単位
20分×2回	588 単位	568 単位

※1 訪問看護は1日3回以上の場合90/100にて算定

※2 予防看護は1日3回以上の場合50/100にて算定

※3 利用開始日の属する月から12月超の利用者様に指定介護予防訪問看護を行った場合
1回5単位を減算

※4 1人の利用者につき1週6回が限度

(2) 医療保険ご利用の場合

①【基本療養費】

区分	ご負担額
訪問看護基本療養費 週3日目まで	5,550 円/日
訪問看護基本療養費 週4日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費 試験外泊時訪問	8,500 円/回
訪問看護管理療養費（初日）	7,670 円/月
訪問看護管理療養費（2日目以降）	3,000 円/日

②【加算料金】 必要に応じ表記外の加算を頂く場合があります

訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月
24時間対応体制加算	6,800 円/月
特別管理加算（Ⅰ）	5,000 円/月
特別管理加算（Ⅱ）	2,500 円/月
長時間訪問加算（1回の訪問90分以上）	5,200 円/週
難病等複数回訪問加算（1日に2回）	4,500 円/日
難病等複数回訪問加算（1日に3回以上）	8,000 円/回
退院時共同指導加算（ご利用月のみ）	8,000 円/回

退院支援指導加算	6,000 円/回
退院支援指導加算（長時間にわたる場合）	8,400 円/回
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	780 円/月
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円
ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000 円

③【自己負担割合】

区 分	自己負担割合
就学後～69歳	3割
70歳～74歳	2割 ※現役並み所得者は3割
75歳～	1割※所得に応じて2割 ※現役並み所得者は3割
公費負担医療制度対象者	指定された自己負担限度額のみ

医療保険の法定利用料に基づく金額で上記の①【基本療養費】と②【加算料金】を合算したものに對する③【自己負担割合】の額となります。

＊ サービス利用

- ・ 医療保険の場合、厚生労働大臣が定める疾病以外は週3日を限度とします。
- ・ 介護保険の場合は介護度に応じます。
- ・ 厚生労働大臣が定める疾病（下記参照）、急性増悪等により一時的に頻回の訪問の指示があった場合は医療保険より算定します。

<厚生労働大臣が定める疾病>

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン舞蹈症 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病 ⑩シャイ・ドレーガー症候群 ⑪クロイツフェルト・ヤコブ病 ⑫亜急性硬化脳炎 ⑬後天性免疫症候群 ⑭頸髄損傷 ⑮人工呼吸器を使用している状態

急性増悪等による一時的な頻回の訪問看護は当該患者について14日を限度とし、1ヶ月に1回とします。

＊ 詳しくは別紙『訪問看護料金表』をご参照ください。

＊ その他

医療保険でのご利用の場合、下記の料金を徴収いたします。

片道距離	交通費
2 Km未満	1 6 0 円
2 Km～1 0 Km未満	2 6 0 円
1 0 Km以上	3 1 0 円

営業日以外の利用	3,000 円/日
----------	-----------

なお、介護保険の場合、実施地域外は交通費として（310円）を徴収いたします。

※交通費、および営業日外の利用の料金については、保険適用外となります。

9. 事故発生時の対応

利用者様に対する訪問看護、および介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者様およびご家族様に関する居宅支援事業所等に対して連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じるとともに、事故の状況、処置等について記録に残します。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止研修担当者を配置します。

※虐待防止研修担当者：管理者

(2) 前掲第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとします。

11. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は原則として身体拘束、およびその他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者やその家族、又は他者の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、医療法人コメディカル身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者やその家族に十分な説明を行い、同意を得ると共に、やむを得ない理由や経過、拘束の内容や期間、利用者の心身の状況について看護記録に残します。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対する訪問看護、および介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置や必要な研修、訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 苦情申し立て

提供訪問看護の苦情に対して苦情を受け付ける窓口を配置して適切に対応いたします。

※苦情対応窓口： 管理者

また、当事業所以外にも以下の行政機関その他苦情受付機関があります。

・小城市役所 高齢障がい支援課

〒845-8511 小城市三日月町長神田2131番地2

TEL：0952-37-6108

FAX：0952-37-8826

・佐賀中部広域連合

〒840-0826 佐賀市白山2丁目1番12号

TEL：0952-40-1111

FAX：0952-40-1165

・佐賀県国保連合会

〒840-0824 佐賀市呉服元町Ⅶ番28号 佐賀県国保会館

TEL：0952-26-4177

FAX：0952-26-6123

15. 利用料のお支払い方法

毎月10日以降に請求書を発行しますので、江口病院窓口でお支払いいただくか、契約時に指定いただいた口座より毎月20日に引き落としさせていただきます。なお、領収書の再発行はいたしません。

16. 従業員の責務

(1) 秘密保持

従業員は訪問看護・介護予防訪問看護利用者の本人、家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後も上記事項を守秘いたします。

(2) 自己研鑽

訪問看護師の資質向上のため、研修等を行い自己研鑽に努めます。

17. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

18. その他

- (1) サービス利用の際には、介護保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票または介護予防保険者証と地域包括支援センター（居宅支援事業所）が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 他の利用者様、事業者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。適切な感染症予防対策を取り、必要なサービス提供が可能な環境を確保した上で訪問看護を実施いたします。
- (3) 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険である、通常の業務を行えない可能性があるとして事業所が判断した時には、事業者からの申し出により、曜日の変更および時間変更、安全対策を確保した上で必要に応じた訪問看護に変更する等のお願いをすることがあります。
- (4) 学生が実習で同行する場合があります。
- (5) 利用者様またはご家族様等からの金品や物品等のいただき物については、一切お受け取りいたしません。

訪問看護契約書

様（以下「契約者」という。）と医療法人コメディカル（以下、「事業者」という。）は、契約者が訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される訪問看護を受け、それに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し、心身の機能が維持回復できるよう援助します。
2. 事業者が契約者に対して実施する訪問看護の内容、利用期間、利用日および利用時間、費用等の事項は、本紙別項に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から、契約者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第11条に定める各事項に該当する場合は、その定める日までとします。
2. 契約者が1カ月以上にわたり医療機関への入院、または介護施設への入所となった場合、サービスを停止します。医療機関からの退院、または介護施設からの退所となり、再度サービス介入の依頼があった場合、契約の継続を確認後、再開します。

第3条（訪問看護計画の決定・変更）

1. 事業者は医療の訪問看護は訪問看護指示、介護保険による訪問看護は居宅サービス計画・訪問看護指示、介護予防訪問看護は介護予防サービス計画・介護予防訪問看護指示に沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、訪問看護計画・介護予防訪問看護について契約者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
3. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要望に応じて、訪問看護計画の変更の必要かどうかを調査し、その結果訪問看護計画の変更が必要と認められた場合には、契約者及び家族等と協議して、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更するものとします。
4. 事業者は、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（提供内容）

事業者は、事業所において、契約者に対して療養上の世話及び機能訓練等を提供します。

第5条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供します。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして 事業者・契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して事前に説明するものとします。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（訪問看護利用料）

1. 契約者は、介護保険法および医療保険法に定める利用料を支払います。
2. 事業所は契約者から支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
3. 事業所は契約者に料金の変更がある場合は、事前に説明し同意を得ます。
4. 契約者は利用料の変更に応じられない場合は、本契約を解約することができます。
5. 契約者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を3ヵ月以上滞納した場合は、事業者は1ヵ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合、契約を解除する旨の催告をすることができます。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

契約者は、サービス利用開始前において、サービス利用を中止または変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日または利用期日の前日までに事業所に申し出るものとします。

第三章 事業者の義務

第8条（事業所および従業員の義務）

1. 事業所及び従業員は、サービス提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業所はサービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条（守秘義務）

1. 事業所および従業員は訪問看護提供をする上で知り得た契約者、家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後も上記事項を守秘いたします。

2. 事業所は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず契約者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者・家族の同意を得た上で個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約の終了

第10条（契約者から契約解除）

契約者は事業所もしくは従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。

1. 事業所が正当な理由なく本契約に定める訪問看護を実施しない場合
2. 事業所が第9条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業所が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情がみとめられたる場合

第11条（事業所からの契約解除）

事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 契約者が契約時にその心身の状況および重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事項を生じさせた場合
2. 契約者、家族が故意または、重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけたり、暴力、暴言、脅迫、名誉棄損、業務妨害、盗撮、セクハラ、職員個人の情報をしつこく聞く等著しい不信行為を行うなどして本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
3. 契約者による第6条5項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

第12条（契約の終了に該当する事項）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
2. 第6条5項に基づき、事業者から解約されたとき
3. 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき
4. 第11条に基づき、事業者から解約の意思表示があったとき

第五章 損害賠償

第13条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づく訪問看護の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した

場合も同様とします。但し、契約者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は以下の各項に該当する場合には、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

1. 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
2. 契約者が訪問看護の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実な告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
3. 契約者が正当な理由なく事業者が提供する訪問看護に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第六章 その他

第15条（苦情処理）

事業者は、その提供した訪問看護の苦情に対して 苦情を受け付ける窓口を配置して適切に対応いたします。

苦情相談窓口 訪問看護ステーション三日月 管理者

〒845-0032 小城市三日月町金田1178-1

TEL：0952-73-8053

また、当事業所以外にも以下のとおり行政機関その他苦情受付機関があります。

・小城市役所 高齢障がい支援課

〒845-8511 小城市三日月町長神田2131番地2

TEL：0952-37-6108

FAX：0952-37-8826

・佐賀中部広域連合

〒840-0826 佐賀市白山2丁目1番12号

TEL：0952-40-1111

FAX：0952-40-1165

・佐賀県国保連合会

〒840-0824 佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

TEL：0952-26-4177

FAX：0952-26-6123

第16条

利用者様またはご家族様等からの金品、物品等のいただき物は一切お受け取りいたしません。

個人情報の利用目的について

様

訪問看護ステーション三日月（以下「当ステーション」という）において取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。

1. 当ステーションでは、訪問看護事業の管理運営に必要な範囲においてのみ、利用者様およびご家族様の個人情報をお預かりします。
2. 当ステーションでは、利用者様およびご家族様の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいを防止するために、安全で正確な管理に努めます。
3. 当ステーションがサービスを提供する上で知り得た利用者様およびご家族様の個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様といたします。
4. 当ステーションが保有する個人情報について、利用者様およびそのご家族様の有する問題等を解決するために、サービス担当者会議において情報共有するために活用させていただく場合があります。

事業者住所 佐賀県小城市三日月町金田 1 1 7 8 - 1

事業者名 医療法人コメディカル
訪問看護ステーション三日月
TEL : 0 9 5 2 - 7 3 - 8 0 5 3

医療法人コメディカル

理事長 江口 有一郎 殿

個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、私の個人情報を下記のとおり利用されることに同意します。

【個人情報の利用目的】

当法人内の各事業所における通常の業務範囲内の個人情報を利用すること、および当法人内の事業所間および職員間で必要最低限の医療・介護に関する個人情報を共有することによって、円滑なサービスを提供する。医療・介護に関する個人情報を共有する事業所は以下の通りだが、将来的に当法人内の事業所が追加または変更になった場合にも当該情報を共有できるものとする。

＜当法人内の事業所名＞

- ・江口病院（健診センターを含む）
- ・デイケア三日月
- ・訪問看護ステーション三日月
- ・江口病院居宅介護支援事業部

【個人情報の第三者提供】

当法人の事業所および職員は、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供しない。

以上

※この同意はいつでも変更可能です。その際は職員までお申し出ください。

本書面に基づき重要事項説明書および訪問看護契約書、並びに個人情報の取り扱いに関する同意書および訪問看護料金表についての内容を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者住所 佐賀県小城市三日月町金田 1 1 7 8 番地 1

事業者名 医療法人コメディカル
理事長 江口 有一郎 ⑩

訪問看護ステーション三日月
管理者 大薮 雅美 ⑩

説明担当者 ⑩

本書面に基づいて事業者から重要事項説明書および訪問看護契約書、並びに個人情報の取り扱いに関する同意書および訪問看護料金表の内容について説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

契約者住所

契約者氏名 ⑩

署名代行者 ⑩
(続柄)

署名代行理由

訪問看護料金表

介護保険による訪問看護の料金（令和6年6月1日より）

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
	午前6時から午前8時	午前8時から午後6時	午後6時から午後10時	午後10時から午前6時
料金の变化	基本料金に25%加算	基本料金	基本料金に25%加算	基本料金に50%加算

看護師による訪問（准看護師の場合表記の90%）

区分	I-1	I-2	I-3	I-4
	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上30分未満
訪問看護	314単位	471単位	823単位	1,128単位
予防看護	303単位	451単位	794単位	1,090単位

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

区分	I-5×1回	I-5×2回	I-5・2超×3
	20分	40分	1時間
訪問看護	294単位	588単位	1日3回以上の場合は90/100
予防看護	284単位	568単位	1日3回以上の場合は50/100

※1人の利用者につき1週6回が限度

加算	条件	利用料	算定回数
初回加算Ⅰ（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した場合で、退院日に訪問看護を利用した場合（Ⅱ：退院日以降の利用の場合）	Ⅰ：350単位 Ⅱ：300単位	1回あたり
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600単位	1回あたり
複数名訪問看護加算Ⅰ（Ⅱ）	利用者1人に対し看護師と医療系資格保有者（Ⅱ：看護補助者）が複数名訪問した場合	30分未満：254（201）単位/回 30分以上：402（317）単位/回	
口腔連携強化加算	口腔内の状態の評価を実施し、歯科医療機関や介護支援専門員への情報提供を行った場合	50単位/回（月1回に限り）	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方でケアプランに位置づけた上で1時間30分以上の訪問の場合	300単位	1回あたり
緊急時訪問看護加算	必要に応じて計画的に訪問することとなっていない緊急な場合に訪問を行った場合（同意を得た上）	600単位	1月に1回
特別管理加算Ⅰ	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態等	500単位	1月に1回
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態、人工肛門、人工膀胱、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要がある状態	250単位	1月に1回
訪問看護サービス提供体制加算	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置している場合 勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合	□ 6単位 □ 3単位	1回あたり
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位	死亡月に1回

個人負担

交通費	小城市・久保田町以外の地域にお住まいの場合、310円／1回
看取りケア料金	20,000円

□：表記の加算は区分支給限度基準額の算定対象外

利用者負担額は、上記の利用料を合計後、介護保険負担割合分＋交通費のお支払いとなります。

訪問看護料金表

医療保険による訪問看護の料金（令和6年6月1日より）

①【基本療養費】

区分	回数や目的	ご負担額
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで※	5,550円/日
	週4日目以降※	6,550円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ	試験外泊時訪問	8,500円/日
訪問看護管理療養費	その月の初日のみ	7,670円/月1回
	その月の初日以降	3,000円/日

※連続した訪問を行った場合日曜ごとを起算日とします

②【加算料金】

病状によって以下の金額が加算されます。必要に応じ表記外に加算を頂く場合再度ご説明いたします。

区分	回数や目的	ご負担額
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）	2,100円/回
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）	4,200円/回
複数名訪問看護加算	医療系資格保有者（看護補助者）	4,500円（3,000円）/回
訪問看護情報提供療養費	市町村との連携	1,500円/月1回
24時間対応体制加算	看護師がいつでも対応	6,800円/月1回
ベースアップ評価料Ⅰ	看護職員の処遇改善	780円/月1回
特別管理加算（Ⅰ）	カニューレ・カテーテルなど	5,000円/月1回
特別管理加算（Ⅱ）	点滴・酸素・人工肛門・褥瘡等	2,500円/月1回
長時間訪問加算	90分以上の訪問	5,200円/週1回
難病等複数回訪問加算	1日に2回まで	4,500円
難病等複数回訪問加算	1日に3回以上	8,000円
退院時共同指導加算	多職種による退院前会議の施行	8,000円/1回
特別管理指導加算	退院時共同指導加算+特別管理加算対象者	2,000円/1回
退院支援指導加算	退院日に訪問看護を利用	6,000円/1回
退院支援指導加算（長時間）	90分以上の退院日訪問看護	8,400円/1回
ターミナルケア療養費Ⅰ/Ⅱ	お看取り時	Ⅰ.25,000円 Ⅱ.10,000円

③【自己負担割合】

区 分	自己負担割合
就学後～69歳	3割
70歳～74歳	2割 ※現役並み所得者は3割
75歳～	1割※所得に応じて2割 ※現役並み所得者は3割
公費負担医療制度対象者	指定された自己負担限度額のみ

④【保険適用外料金】

距離	片道2km未満	片道2～10km未満	片道10km以上
交通費	160円	260円	310円

営業日以外利用	1日につき3,000円	看取りケア料金	20,000円
その他オプション	相談に応じます		

利用者負担額は、医療保険の法定利用料に基づく金額として、上記の①【基本療養費】と②【加算料金】を合算したものに對する③【自己負担割合】+交通費の額となります。

